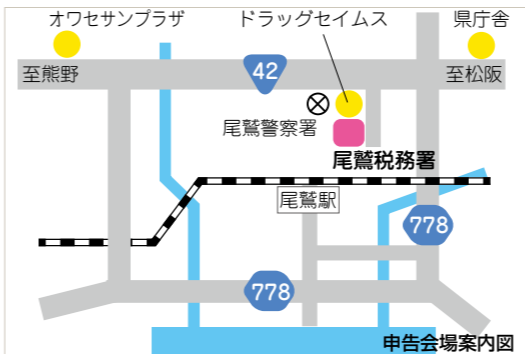


確定申告の相談会場は「尾鷲税務署」です

# 尾鷲税務署からのお知らせ

## ◆ 申告会場のお知らせ

尾鷲税務署の確定申告会場は、左図のとおりです。



【会場】 尾鷲税務署  
尾鷲市末広町1番30号  
【開設期間】 2月16日(火)～3月15日(月) ※土日祝を除く  
【相談時間】 午前9時～午後5時(受付は午後4時まで)  
※開設期間以外の申告相談は、電話での事前予約が必要です。

## ◆ 申告会場(尾鷲)への来場には入場整理券が必要です

会場内への混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間帯が指定された入場整理券が必要です。



国税庁 LINE

入場整理券は会場当日配布しますが、LINEを通じてオンライン事前発行も可能です。次のQRコードから国税庁LINE Eアカウン トを友だち追加してください。

また、感染症対策のため、次の3点にご協力ください。  
① 検温により37.5度以上の発熱のある方、せきなど風邪の症状がある方などは入場できません。  
② マスクの着用、手指の消毒の徹底をお願いします。  
③ 申告される方おひとりで来場してください。

「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください  
国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することが出来ます。

特に給与所得者で、医療費控除または、ふるさと納税などの寄付金控除による還付申告を行う方は、「スマホ専用画面」が便利です。  
作成した申告書は、印刷して書面で提出するか、PDFで直接送信することも出来ます。

いつでも利用可能で、初めての方でも操作がしやすいので、平日お仕事などで忙しい申告会場に行くのが困難な方は、ぜひご利用ください。  
▼詳しくは、尾鷲税務署(☎0597-2212224)までお問い合わせください。



### Information 役場みらい健康課

がんは早期発見すれば90%以上が治ります

## 胃・前立腺・大腸・乳・子宮頸がん検診を実施

【検診日】 3月3日(水) 【検診場所】 紀宝町役場(受付: 鶴殿体育館)

◆ 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、受付時間ごとの予約が必要です。

検診内容	受付時間	定員	料金
<b>◆ 胃がん</b> *前夜9時以降は何も食事をしないでください(水、お茶は飲んでかまいません) *当日の朝は、水、お茶100mlまで飲用可能	午前8時30分～9時 午前9時～10時	計40人	40歳～69歳…500円 40歳未満…1,400円
<b>◆ 前立腺がん</b> *採血による検査です	午前8時30分～9時 午前9時～10時	計50人	69歳以下…500円
<b>◆ 大腸がん</b> *2日分の便を提出してください。(容器を送付します) *便秘薬を使用されても検診は可能です	午前8時30分～10時30分 午後1時30分～3時	なし	20歳～69歳…200円
<b>◆ 乳がん(マンモグラフィ検査)</b> *マンモグラフィ検査は40歳以上の方が対象です *バスタオルを持参してください	午前9時～10時 午前10時～11時 午後1時30分～2時 午後2時～3時	計37人 計37人	40歳～69歳…1,500円
<b>◆ 子宮頸がん</b> *子宮入り口部分にできる「子宮頸がん」を採取器具で細胞をこすり取って調べます	午後1時30分～2時 午後2時～3時	計50人	20歳～69歳…500円 20歳未満…1,000円

※ 町が行う各がん検診の受診回数は、1人あたり年1回とさせていただきます。(予約が必要です)  
※ 胃に病気がある方や、過去に胃の手術を受けた方は、集団検診は控え、医療機関にご相談ください。  
※ 乳がん・子宮頸がん検診は、指定の医療機関でも受診することができます。ぜひご利用ください。  
※ ペースメーカーなどの人工物が入っている方はマンモグラフィ検査はお控えください。  
※ 一定の年齢の方には乳がん無料クーポン、子宮頸がん無料クーポンを5月に配布しておりますので、お持ちの方は当日ご持参ください。

70歳以上の方は全ての検診が無料

▶ 詳しくは、役場みらい健康課(☎33-0355)までお問い合わせください。

### Information 役場みらい健康課

農業で楽しく体を動かしませんか

## 健康づくり農園の利用者を募集します



町では、健康づくり農園の入園者を募集します。募集内容は次のとおりです。

### 【場所・募集区画】

- ① 紀宝町鶴殿 882 番地(鶴殿川瀬公園近く) ……14区画
- ② 紀宝町鶴殿 2047 番地2(鶴殿上野住宅近く) ……2区画

※ いずれの区画も車の乗り入れはできず、また駐車場はありません。

- 【面積】 1区画約15.0㎡
- 【利用料金】 年間500円
- 【契約期間】 契約日から令和4年3月31日まで(原則1世帯1区画)
- 【申込期限】 2月26日(金)
- 【申込】 申込書に記入押印のうえ、役場みらい健康課窓口へ提出してください。

▶ 詳しくは、役場みらい健康課(☎33-0355)までお問い合わせください。

### Information 役場環境衛生課

水道料金が大幅に増えたりしていませんか?

## ご家庭で漏水のチェックができます



水道料金が前月より大幅に増えた場合には、漏水している可能性があります。ご家庭でできる簡単な漏水チェック方法がありますので、ぜひ一度確認してみてください。

- ① 家の中の蛇口を全て閉めて、水道水が使用されていないのを確認する。
- ② その状態でご家庭にある水道メーターの円盤(パイロットマーク)のような形をした箇所が動いていれば漏水しています。→正常なら動きません。

もし漏水していたら、町が指定しているお近くの水道工事店に修理を依頼してください。また、修理後は減額申請を提出していただくことにより、直近の4か月を減額対象期間として、うち漏水量の多い最大3か月分を減額して還付します。(個人で修理した場合は減額の対象にはなりません)

▶ 詳しくは、役場環境衛生課(☎33-0343)までお問い合わせください。